

議案第94号

令和4年度松阪市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、令和4年度松阪市水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和5年9月12日 提出

松阪市長 竹上 真人

令和4年度松阪市水道事業剰余金処分計算書

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	14,603,440,999	1,492,990	531,273,905
議会の議決による処分数額	316,512,753	0	△ 531,273,905
資本金への組入	316,512,753	0	△ 316,512,753
減債積立金の積立て	0	0	△ 214,761,152
処分後残高	14,919,953,752	1,492,990	(繰越利益剰余金) 0